八尾市時報
発行所　八尾市役所
編集兼発行人　平尾道夫
印刷所　秀文社
毎月2回(5日20日発行)
発行部数　27,000
定価　一部5円

地区の総意で決めよう
要望は正式書類で
町名地番の改正

近代的な市民生活に適応した行政区域を作るため、今年七月から行なわれています町名地番改正は、先ず第一次実施区域として八尾を中心とした約二平方㌔の地域が選ばれました。

改正案は去る九月の定例市会で審議された結果継続審議となり、今も審議されていますが、引続いて行なう改正をより円滑に進めるため皆さんの協力をお願いします。

市内には明治以前からの大字と小字の区域及び地番が入り乱れ、地区の名前が本名と通称名が乱用されている所もあり新しい市民生活に適合しない現況です。

市では近代的な町名地番に改めるための基本調査を終り、七月には八尾市町名地番改正審議会が設置され第一次事業計画が具体的に審議されることになりました。

改正案の審議には関係地区の自治振興委員さんをはじめみなさん方の絶大なご理解とご協力によっておおむね順調に伸展し、その成案をこんどの定例市会に提出しました。

審議の結果は別記のように継続審査になりましたが、この事業はみなさん方から大きな期待をかけられ激励を得ていますのでできるだけ早く全地域に及ぼしたいと一生懸命になっています。

土木課では今後の作業促進のためにみなさん方の積極的なご支援とご協力を願っています。このため皆さんには特に次のことについてご協力をお願いします。

早期施行方の陳情

▽早期施行の要望は、地区の総意として、地区自治振興委員長から正式に要望書を出して下さい。

▽すでに口頭で要請のあった地区、一部の方から陳情のあった地区もあらためて前項の要望を出して下さい。

市では、できるだけ要求にそうため、要望書を正式に出された地区から逐次計画するようにします。

改正に対する要望

▽地区の希望する町（丁目）割と希望される町名などがある場合は、あらかじめ地区で仮定し、要望書に明記するか、図面を作って提出して下さい。

▽地区委員会で町（丁目）割などを検討される図面などの資料は、土木課に連絡して下さい。

改正に対する交渉

▽改正事業に関するすべての事項と詳細な折衝も必ず地区委員長を通じて下さい。

▽市でも前項の手続を守り、一部または個人の要望などは、一切受付けないことにします。

第一次改正事業の結果から考えて、地区委員さんの労を改めて強くお願いするわけですが、事業の性質上、みなさんの永遠の問題でもありますので、できるだけ地元の意向をも考慮して、町名地番改正を円滑に進めたいと思います。各地区では地元意見をまとめるために、みなさんの積極的なご協力をいただきますよう切にお願いします。

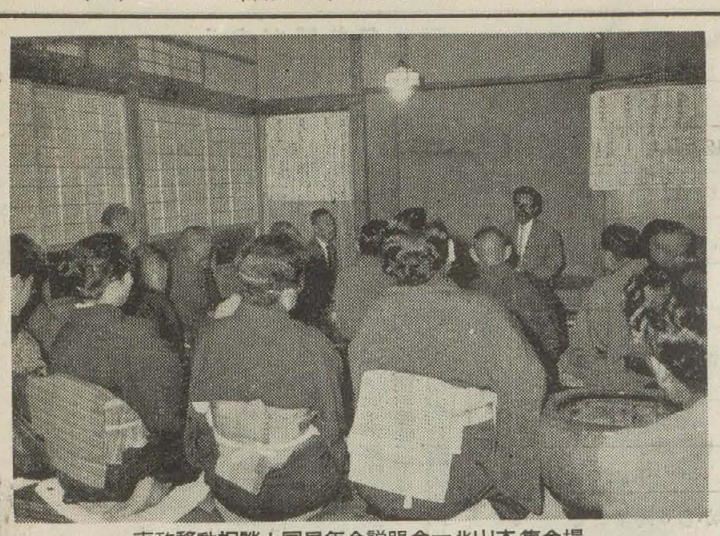
市政移動相談と国民年金説明会＝北山本集会場

市政の移動相談と国民年金の説明会

国民年金の説明会と市政の移動相談は、今月の始めから行なっています。今回は市役所や出張所から離れた地区へ、相談係員が出むいて行き、国民年金制度についての説明をした後、引続いて市政についての相談を行なっています。

市政相談では「水道の水がにごる」「根本的な下水対策を立てよ」「ゴミ取りを確実に」「河川の改修を急げ」「児童公園の除草を」などと市政に対しての要望のほか、府に関係のある問題までいろいろなご意見、ご要望、相談が出ています。

また国民年金制度については、すでに受付が始まっていて来月から適用される無拠出制の福祉年金と共に、昭和三十六年四月一日から始まる拠出制年金に対しても、身近かな具体例をあげて質問が出ています。

係では二十六日まで次の日程によって、引続き説明会と移動相談を行ないます。皆さんのご意見を市政に反映させるよう、できるだけたくさんお集まり下さい。

日		午後三時から五時まで	午後七時から九時まで
21	水	大竹青年会場	萱振恵光寺
23	金	中高安小学校	用和小学校
24	土	白鳩幼稚園	火災予防協会々館
26	月	久宝寺公民館	今井明円寺

人権擁護相談

とき　十一月十八日（二時―四時）

ところ　八尾市役所

人権を汚されてお困りになっておられる方はご相談において下さい。

相談内容の秘密は固く守ります。

竹渕小 鉄筋四教室を増築
福祉会館も建設

会期を延長した九月定例市会は、去る十二日閉会しました。

この市会で議決された議案は、前号でお知らせしましたように市長提出の一般会計第二次追加更正予算など十一議案と、議会提出の治山治水事業予算増額に関する意見書提出の一議案です。このほか「伊勢湾台風被害見舞並びに激励」と「在日朝鮮人帰国業務の円満遂行に関する要望」の二つの決議と、八尾伝染病院組合議員の補欠選挙も行なわれました。

なお「第一次町名地番改正案」は市民生活にも大きな影響を及ぼす問題であり、客観的状勢からみて、更に慎重を期する必要があるとして継続審査に持ち込まれました。

議決された主なものは、不正常授業解消と特殊教室の充実を図るため竹渕小学校鉄筋教室増築を初め、当初予算に計上している各小学校の増築事業費の不足分の追加と総合社会福祉センターとしての福祉会館の建設事業費や道路橋梁吉政男、同大鋼時生

委員長に三好氏

教育委員会では今回の委員の異動に伴い、委員長に三好万次氏、委員長職務代理者に日吉政男氏と決定しました。

これは任期満了になった松永憲二氏と委員長の森田淳二氏の辞任に伴う後任委員二人が任命されたために役員の改選が行なわれたものです。

現在の教育委員は次の五氏です。

委員長　三好万次、委員　山下信太郎（教育長）、同幡ハナ、同日吉政男、同大鋼時生

市営住宅
三年後に家賃増額
基準収入超過者対象

この定例市会で市営住宅管理条例の一部改正が議決されましたが、それによりますと現在入居しておられる方も三年後の十一月に市長が入居者の収入状況を調査しますが、その結果、第一種住宅では月収三二、〇〇〇円、第二種住宅では月収一六、〇〇〇円を超える入居者はその住宅を明け渡すように努めなければなりません、市はまた必要があると認めるときは、ほかの適当な住宅に入居できるようにあっせんするよう努めることになります。

なお、引続いて入居のやむを得ないときは右表の区分に応じた倍率を乗じた割増し家賃を払わなければならないことになりました。

種類	入居者の収入	倍率
第一種住宅	三万二千円をこえ、四万円以下の場合	○・二
	四万円を超える場合	○・四
第二種住宅	一万六千円をこえ三万二千円以下の場合	○・三
	三万二千円をこえ、四万円以下の場合	○・五
	四万円を超える場合	○・八

市営住宅32戸建設進む

市では今年度市営住宅として、西本の大正飛行場横約四、八〇〇平方メートルの敷地に建設を着手し、工事が進められています。

こんど建てられる住宅は、すでに敷地の整地作業も終え、基礎工事にかかっています。建設場所は住宅地で前年度に建設された二十戸の南側に建てられるもので、いずれも木造平家一棟二戸建で一種十八戸と二種十四戸の計三十二戸が来年三月頃完成の予定です。

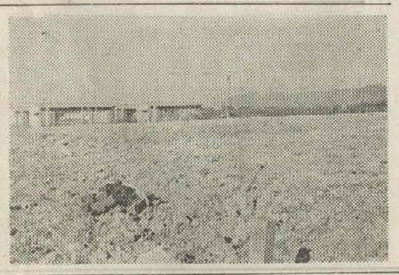
写真は整地作業を終えた敷地

外国人登録の切替

昭和三十一年に新規登録の申請または、登録証明書の切替申請をした外国人の方は、今年が切替時期になっています。法で定められた申請期間は、その登録または確認を受けた日から三年に当る日の前三十日以内となっています。

市では、皆さんに切替通知を出し、市役所においていただく期日を書いています。これから切替をされる方は、この期間内に切替に来て下さい。申請手続は本人自らが登録事項確認（切替）申請書、写真三枚、現在本人が持っている外国人登録証明書と米穀通帳、それに旅券の交付を受けている方は旅券を持って窓口へきて下さい。

グライダー競技
一日から三日まで八尾飛行場

日本学生航空連盟では、来月一日から三日まで、八尾飛行場で第九回全日本学生グライダー競技選手権大会を行います。

この大会は八尾市も後援しているもので、全国四十八校の大学航空部が参加して行われます。競技種目は、飛行機曳航のソアラー機四機と軽飛行機二機による滞空、指定地着陸など、模範演技と中級機の展示もあります。当日は一般の参観を認められますのでご覧下さい。

全国高校弁論大会
十一月三日八尾高校で

全国から選ばれた四十数名の高校生が十一月三日午前九時三十分から八尾高校講堂に集まり、第十一回全国高校優勝弁論大会が行なわれますので、一般の方々の聴講をお待ちしています。

国立公園の歌募集

厚生省では自然を愛し、健全なレクリエーションを楽しむため、みんなが歌える「国立公園の歌」と自然愛護に関する標語を募集しています。

「国立公園の歌」は自然の美しさ、自然に親しむことの喜びを明るく、卒直な表現で表わして下さい。応募される方は今年十一月三十日までに、東京都千代田区霞ケ関二ノ一厚生省内、国立公園協会「国立公園の歌」募集係までにお送り下さい。

標語は、自然を大切にすることを簡単、卒直に表現したものを、十月三十一日までに国立公園協会標語募集係までお送り下さい。

相談室だより

この欄は、市民相談室で受けた相談の中から、一般的な内容をもつものをとりあげ、市政のあらましを知っていただくとともに、皆さんの市政を築いてゆくための「市政の窓」です。

（問）　長男が昭和十八年に戦死し遺族年金約三万五千円をうけていますが、他の人の遺族年金は五万円以上あるときく。どのような計算になっているのでしょうか。私は明治三十三年十月生れです。

（答）　昭和三十三年九月の恩給法一部改正によって、旧額三五、二四五円が五三、二〇〇円となりましたが、この増額には条件があります。死亡者の父母については三十五年十月までの間に六十歳に達した翌月から、増額となつた額の二分の一を加えた額を支給し、三十五年十月になって全額の支給が受けられることになっています。ですから、あなたは満六十歳になられる三十五年九月の翌月から（実際の支給は三十六年一月渡分から）増額が始まります。あなたは六十歳になっておられないので、増額の二分の一支給には関係がなく、全額支給が開始される三十五年十月には満六十歳となられますので、五三、二〇〇円が支給されることになります。

（問）　火災で家屋を失った場合、その固定資産税の減免税はどのようにされるのですか。

（答）　焼失家屋についての固定資産税の減免は市税条例第七十三条七項に基づくものでその手続きは減免申請書（税務課に用紙があります）に消防署の証明書を添えて税務課へ提出していただけば、全焼の場合にはその翌月から月割の方法で税額を減らされます。一部炎焼したような時にはその程度に応じて同じように翌月から月割の方法で減額します。

（問）　市民税を源泉徴収で納める場合は、勤務先から直接に市へ申告手続がとられ、一々本人から届出る必要はないはずですが、近所で本人が届出なければならないという方がいましたが、どちらが正しいのでしょうか。

（答）　一月一日現在で給与をうけておられる方には、勤務先から給与支払報告書で前年中の給与所得額などが申告され、納税者は申告しなくてもよいのですが、これらの方が給与所得以外の所得（営業所得、農業所得など）があるときや勤務先から給与支払報告書の提出がなかったときには、市で調査しますが、それでも不明のときは、必要に応じて納税者から申告書を提出していただくことになっています。

あなたの名前はのっていますか
選挙管理委員会

皆さんのご協力によって、九月十五日現在で調製しました基本選挙人名簿ができました。

皆さんのお名前がもれていたり間違っていないかを確めるため、次の通り市役所内の選挙管理委員会で皆さんに見ていただきます。もれていたり間違っているときは、ぜひ期間内に申出て下さい。

縦覧期間　十一月五日から十九日まで

縦覧時間　午前八時三十分から午後五時まで

なお、詳しいことは市役所内選挙管理委員会に電話でもお問合せ下さい。（電話二八八―八一番）

10月25日が納期です

市民税第3期分の納期は10月25日です。4期分もそのときに納めていただきますと前納報奨金をその場でお渡ししますから、印鑑をご持参下さい。

市民税第3期分

当市の人口

総数	115,818
男	57,237
女	58,581
世帯数	25,733
面積（km²）	41.05

（9月30日現在）

三つの愛の運動

共同募金・災害救助・黒い羽根

赤い羽根の共同募金運動は、今年も皆さんのご協力によつてよい成績を納めることができることでしよう。しかし今年は共同募金だけでなく、伊勢湾台風によつて大きな被害を受けられた方々への義えん金や見舞の品、これに加えて九州地方での炭坑の苦況にあえぐ人たちへの愛の贈物と、三つの助けあい運動が同時に行われています。

共同募金運動は今年で13回目毎年皆さんのご協力を得て、よい成績をあげています。今年も1日から始つた街頭募金運動と共に、各ご家庭からよせられた愛の募金が、次々と福祉事務所に集つてきています。

伊勢湾台風による各地の被害の状況が新聞、ラジオ、テレビなどで報道されますと、市内では早速救援物資を集める動きが起りました。婦人会、農協、青年団などを通じて集められたものの一部は、既に現地へ届けられました。また日赤奉仕団や学校などから、或は個人で福祉事務所へ届けていただいたもの、新聞社を通じて送られた方も相当あります。

一方大正中学校の玉野さんの善行がきつかけとなり、市内の各学校や一般市民の間にまで拡がつた当市の〝黒い羽根〟の運動は、山の人たちに明日への希望を与え、先方からは感謝の礼状が来るなど明るい話題として報道機関もこの運動をとりあげてくれました。

このように3つの助けあい運動は、皆さんの暖かいご支援を得て全市にわたつています。10月14日までに福祉事務所へ届けられた救援の金品は次の通りです。

衣類187包と6,866点・石鹸1208個・ノート610冊・絵本20冊・靴110足・楢500枚・傘4本歯ブラシ6623本・塩こんぶ1箱・鰯詰15個・米487.5㌔・現金178.583円

なお、現金を除き以上の品物はすでに日赤大阪府支部と府庁社会課を通じ被災地に送られました。

写真＝近鉄山本駅前での赤い羽根の街頭募金（上）と黒い羽根の運動の協力を呼びかけている大正中生徒（中）と婦人会で集められた救えん物資をトラックに積み込む役員さん（下）

混合ワクチンで同時に

ジフテリア百日せき予防接種

衛生課では、今まで百日せきとジフテリア予防注射を別にしていましたが、今年から混合ワクチンができましたので、一回の注射で同時に行います。昨年度に受診された方でも近くの接種場所でぜひお受け下さい。

こんどの該当者として昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日の間に生まれた方にジフテリア、百日せき予防接種を受けた三期該当者の方は一回でよいことになつています。

また、来年小学校へ入学される方は一回ジフテリアだけの単独ワクチンの接種を受けて下さい。

料金は最初の方は各回六十円で三回分は一八〇円、二期の方は一回六十円、来年学校へ入学される方はジフテリア接種だけ一回で二十円となつています。

なお、一期二期の方は母子手帳をご持参下さい。実施日程は上表の通りです。

日程表

第1回	第2回	第3回	接種場所
11月4日	11月25日	12月16日	高安小学校
5日	26日	17日	中南山本郡
6日	27日	18日	山西安安
9日	30日	21日	北南高高
10日	12月1日	22日	用久和寺中学校
11日	2日	23日	安竹宝中小学校
12日	3日	24日	竜大淵
13日	4日	25日	志紀華正
			八尾川曜

午後1時半から3時半まで

連合体育大会

二十二日に龍小で

教育委員会では、来る二十二日、午前八時三十分から竜華小学校校庭で、今年度の市立学校園連合体育大会を行います。

史跡めぐり

弥生時代の遺跡

天王の森（恩智）

当市の東部の山麓には弥生式遺跡が数カ所あります。これらのなかで一番古くから開けていたと思われる恩智遺跡は、府の史跡として指定されています。

近鉄恩智駅から東へ約三百メートルの所にある〝天王の森〟がそれで、ここは恩智神社の御旅所になつています。この付近は、高安山の山麓にできた谷口扇状地で環境は目下遺跡（一枚岡市にある遺跡で府下に唯一の貝塚）とよく似ています。即ち後方の信貴生駒の連山と前に広く開けた河内平野の中間にあり、狩猟と農耕の両方に依存した時代の住民生活に好適の居住地であつたと考えられます。大正六年七月の京都大学調査などによつて、遺跡として学問的に調べられました報告によりますとここから出土した土器、石器は次のようなものです。

石器　打製のものが多くその種類は石錐、石鏃、石鏃、粗製の大形石器などで、その石材はいずれも二上山産のサヌカイトです。中でも柄のあるもの、柳葉形の石鏃が多いことは狩猟が盛んであつたことを意味しています。

磨製石器には石斧と石庖丁など

があり、石庖丁は稲の穂摘みに用いられていたようです。

土器　非常にたくさんの土器片が出土しています。これらの土器の模様や形も多種多様で、近畿地区の各地で出土する各種の土器と同種のものの殆んどがここから出

写真＝恩智から出土した弥生式土器（上）と天王の森（下）

ています。

以上のように、これらの出土品からみますと、恩智は弥生式の初期から人が住み始め、その人たちの子孫が次第に増加し、後期に相当栄えたものと思われます。

私たちの八尾市は、今から約二千年前の弥生式時代から人が住みついたと考えられます。従つて市内には先祖の残した遺跡遺物がたくさんあります。この欄はこれらの史跡や史料について八尾市史からぬき書きしたものです。

正しい歩行と安全運転

秋の交通安全運動

交通道徳を守らないため尊い人命を無にする事故が多くなつています。こうした交通の秩序を保ち事故を防止するため十月十六日から二十五日まで十日間、全国交通安全運動が展開されています。

ところが市内で、去る十六日夕刻国鉄関西本線安中踏切でオート三輪と列車が衝突し思わぬ大きな事故が起り三人の尊い人命が失われました。このように事故は歩く人、車を運転する人がお互いに交通規則を守り、注意をすることによつて防ぐことができますので運動期間後もこのような悲しい事故を二度と起さないよう更に次のことにご注意いただいて事故防止に一層のご協力をお願いします。

正しい歩行の励行

▽対面交通＝人は右、車は左側を守り、歩道のない道路で自動車の通る危険なところは必ず右側を歩く習慣をつけましよう。

▽正しい横断＝停車している車の前後からの横断や進行してくる自動車には十分安全をたしかめて、必ず横断歩道を利用し、横断前は一旦停止で横断しましよう。

▽自転車の無灯火＝二人乗りや横隊での進行は危険で、夜は必ず灯りをつけて下さい。

安全運転の励行

▽安全速度＝制限速度の範囲内で運転計画に無理のないよう進行し道路や積荷交通状態に応じて必要な徐行を励行して下さい。

▽区分通行＝特に軽自動車や原動機自転車は区分通行を励行し、無理な追越、割込みをしないこと

▽一旦停止＝横断中の歩道や踏切それに小路から大路に出るときは必ず一旦停止して安全をたしかめてから進行しましよう。

▽幼児学童の保護＝幼児、学童の優先通行権は絶体に侵さないよう徐行または一時停止を励行して下さい。

また、街を静かにする運動は運転者のご協力で非常な成果を収めていますが、なお一層この運動の推進を図るため警笛は事故防止のうえで、ほかに手段がないとき以外は使わないようにして騒音防止にご協力下さい。

☆ストップ　ストップ！

（踏切安全運動 16日～25日）

「人間って、どうしてこう命をそまつにするんだろう」

監査公表

この監査公表は地方自治法第百九十九条第八項の規定によつて公表するものです

（係）

広報課

市民に市政の動きをわかり易く、しかも適確に報道し、市政に対する理解と関心を深めると共に、健全な批判と積極的な協力を求めるための重要な責務を果すために設けられたのが広報課です。

広報課には広報係、市民相談係、統計係があり、今回の事務改善で市民相談室が強化拡充され、市民サービスに力を注ぐようになつたことはよいことであつたと思われます。市民相談室は従来から設けられていましたが、受付、案内の程度といくらも変つていなかつたのに対して、改善後は、来庁された市民を直接関係課へ行つてもらうのでなく、関係課から係員が相談室へきて説明をするなど、市民サービスに徹した事務の処理方法をとつています。

広報活動では広報車による放送宣伝と文書による市時報の発行を行なつていますが、昭和三十年に隣接三町村を合併し、続いて三十二年には志紀町を合併、面積では十九平方㌔から四十一平方㌔と二倍以上になつています。

一方、広報車の出動回数や時報の各課別利用状況をみますと減つているように思われます。

年々事情が変ると思われますが、更に広報活動に拍車をかけ、市の動きを最大洩らさず広報し、市政の普及に周知徹底を図るよう一段の努力を望みます。

統計事務については指定統計、諮統計共に円滑に遂行され、前の国勢調査でも府下一位の成績を挙げ表彰されるなど、統計事務の優秀さを誇つています。これは統計調査員が優秀で、指導する職員もまた優秀であることを実証しています。事務処理は概ね良好であることを認めましたが、なお二、三注意する点が認められました。

養老院への贈物

お気の毒な老人に対して、皆さん方から暖い贈りものをいただきましたので、お礼を申し上げると共に報告します。

参百円　水越

菓子四十人分・団扇四十本

田宅弥一郎

老原　森本　義雄

羽二重餅五十五個　安中木田幸子

漫画本二百二十冊

山本小二年　北野　公一

平凡雑誌三十冊　亀井　西浦紘一

ガーゼ肌着四十二枚　大阪府知事

菓子五十袋　西郷命光教神徒一同

紅白饅頭五十組　久宝寺婦人会

梨一箱　久宝寺　吉田　クラ

菓子四十五人分　山階ミシン工場

ビスケット四十五人分

安中婦人会

清酒一本　安中　奥村医院

清酒一本　植松　島田商店

いも三十七㌔

教興寺　太田伊乙松

新米十四㌔　久宝寺　西田　九郎

ビスケット一罐・中古衣類二十点

河内市英田婦人会

華やかに文化祭

市展搬入は11月7.8日

十一月三日文化の日を中心に華やかな文化祭行事が繰りひろげられますが、次の通り多彩な行事が決まりました。いずれも入場無料ですが、整理券をお渡ししていますので、ご希望の方は公民館までおいで下さい。

▽社会教育功労者表彰と詩吟・映画の会　10月31日（土）午前10時から社会教育に功労のあつたPTA・婦人会・青年団など70団体と協力者に感謝状の贈呈式を行ないます。このあと午後一時から詩吟と映画（母子草）があります。

▽名流日本舞踊＝11月1日（日）正午から八尾会による日本舞踊大会

会場　常光寺境内（内定）

▽婦人芸能祭＝11月2日（月）午前10時から市内各婦人団体などの出演による民謡踊りと劇

会場　市民ホール

▽文化の日表彰式＝11月3日午前10時から市役所内市会議事堂で一般表彰

▽三曲演奏会＝11月3日（火）午後5時30分から三曲会の出演

▽音楽の夕＝11月4日（水）午後6時から山本高校、八尾中学校ブラスバンドの演奏とコーラス、独唱など音楽学級の発表

▽映画会と8ミリ映画コンクール　11月21日午後一時

▽演劇の夕＝11月22日（日）午後1時から市民演劇サークル〝どん〟公演による八木柊一郎作〝三人の強盗〟。

市内高校演劇グループなどの各団体による演劇コンクール

▽菊花展　11月1日～15日

会場　常光寺境内（内定）

▽綜合美術展　11月10日～16日

会場　市民ホール

市展の搬入は11月7・8日市民ホールで行ないますので、皆さんの作品をお寄せ下さい。

居住地に住民登録を

市では去る九月十五日現在で、例年通り基本選挙人名簿の資格調査を行いましたが、今年はこれと同時に住民登録の実態調査をも併せて行いました。この調査によりますと、現在住んでおられる所に住民登録をしておられない方、また住民登録はあるが実際に住んでおられない方が、たくさんありました。

住民登録法によりますと、異動があつたときから十四日以内に市役所へ届け出なければならないことになつています。

住民登録は日常生活にあまり関係がないようですが、住民としての権利義務はこの住民登録が基本になつているのですから、あなたが今住んでいる所に住民登録をして下さい。

やお 議会だより

第9号

この「議会だより」は、議会が開かれたときに「八尾市時報」の付録として、全世帯へお届けするものです

（編集）（委員）八尾議会だより編集委員会
松村　富蔵・畑中　正一・近藤与四郎
樋口　義三・貴島　正男・玉島　昭波
阿尾　彰

高安山開発審議会設置

治水の意見書決議

町名変更は継続審査

9月定例市会継続会

既に八尾市時報十月五日号で市民のみなさんにおしらせし、会期十日間の延長を行ないました九月定例市会継続会は、十月十二日午後二時から市庁舎三階議事堂で開かれました。まず、本会議再開に先立つて、脇田市長から前教育委員長森田章一、前委員松永憲二両氏に対する感謝状並びに記念品の贈呈があり、森田氏が代表であいさつを述べました。

つづいて松村議長から、会議録署名議員の指名があり、去る九月二十五日の本会議で、各常任委員会付託となつていました「昭和三十四年度八尾市一般会計第二次歳入歳出追加予算」など、合計九議案に対する委員会での審査経過と結果について、小林厚生、田中建設、長沢文教両工、小池総務各常任委員長から報告が行なわれました。この日の本会議では、追加予算、高安山開発審議会設置のための条例改正、上水道事業起債の承認、三十三年度上水道会計決算の認定、土地改良事業の施行など八つの議案がそれぞれ原案どおり議決され、町界町名変更案は、市民生活に関係するいろいろな問題が多く、議会の閉会中も更に協議研究する必要があり、継続審査を行なうことに決定しました。

次に、日本国土を台風及び集中豪雨による水害から守るために、政府が明年度予算編成にあたつて、治山治水事業を国の最重要施策として採り上げると共に、治水特別会計の設定を強く要望する「意見書」と、在日朝鮮人の帰国業務を円満に遂行させる「要望決議」を議員提案で即決し、政府並びに関係機関へ送付することに決定して、最後に議長並びに市長から閉会あいさつがあり、午後四時五十分会期十八日間に及ぶ九月定例市会を閉会しました。

なお九月市会に提出されました議案名、意見書並びに決議は別掲のとおりで、各常任委員会の審査経過の概要は四面に掲載しました

（議決されたもの）

提出された議案

議案第62号＝昭和三十四年度八尾市上水道事業貸起債の件
議案第63号＝八尾市事務分掌条例中一部改正の件
議案第64号＝八尾市営住宅管理条例中一部改正の件
議案第65号＝執行機関の附属機関に関する条例中一部改正の件
議案第66号＝昭和三十三年度八尾市上水道事業会計決算認定の件
議案第67号＝昭和三十四年度八尾市一般会計第二次歳入歳出追加予算の件
議案第68号＝昭和三十四年度八尾市特別会計競輪事業貸第一次歳入歳出追加予算の件
議案第69号＝八尾市助役を選任するについて同意を求める件
議案第70号＝八尾市固定資産評価審査委員会の委員を選任するについて同意を求める件
議案第71号＝八尾市教育委員会の委員を選任するについて同意を求める件
議案第73号＝土地改良事業の施行に関する件
議案第74号＝治山治水事業予算増額に関する意見書提出の件
決議案第1号＝伊勢湾台風被害地見舞並びに激励決議の件
決議案第2号＝在日朝鮮人帰国業務の円滑遂行に関する決議の件

（継続審査となつたもの）

議案第72号＝町の区域をあらたに画し、大字区域及び名称を変更する件

治山治水事業予算増額に関する意見書

治山治水の抜本的対策の樹立及びその実現は、国民生活の基盤をなす国土の保全並びに国民生活を安定ならしめる不可欠の基本的要件である。

しかるに、政府は、近時頻発する台風及び集中豪雨等による水害の被害額の増大にもかかわらず国家予算において治山治水事業に示している熱意は、きわめて稀薄といわざるを得ない。すなわち、昭和三十四年度においてその設定を企図された治水特別会計も、設定を見るに至らず、昭和三十五年度においてもその設定が危ぶまれ、新治水五カ年計画も、全く机上の計画に終始するおそれなしとし得ない実情である。

このような情勢下において、今後更に豪雨に見舞われるときは人命の喪失、物質的損害等その被害は益々増大し、国民の努力は、一朝にして水泡に帰すことは勿論、延いては、国家の発展を著しく阻害するものであつて、真に寒心に堪えないものがある。よつて、政府は国民経済の進展により、きわめて財政規模が拡大しつつある今日、昭和三十五年度国家予算編成に当つて治山治水対策事業を国の最重要施策として採り上げ、治水特別会計を設定するとともに、新治水五カ年計画の実現に努力せられるよう強く要望する。

以上地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

東大阪市 市民大会開く

政府へ治山治水事業の促進と予算増額を要望

（布施公会堂）

八尾、布施、守口、河内、枚岡、大東、寝屋川、柏原の八市議会で組織する東大阪八市議会治水対策協議会では、十月二十一日午後一時から布施市公会堂で、八市の議会議員、農業委員、土地改良区議員、水防団などの各種団体役員が参加して、「東大阪治山治水対策強化促進八市市民大会」を開き、政府へ治山治水事業に対する施策の強化と実現に対する努力を促しました。

東大阪の八市は、歴史的、地理的条件から多年にわたつて水害の惨禍を受け、一昨年六月の豪雨と本年七、八月の台風で未曾有の被害を蒙りました。また、去る九月末、三重、岐阜、愛知三県と近畿の一部を襲つた伊勢湾台風の惨禍は、私たちの記憶に生々しいものがあります。

もともと、東大阪地域は、大和川、淀川の下流にできた沖積平野で、低湿地帯が大部分を占め、各河川は極度に荒廃し、降雨量の増大など悪条件が重なつて、水害発生の原因となりました。

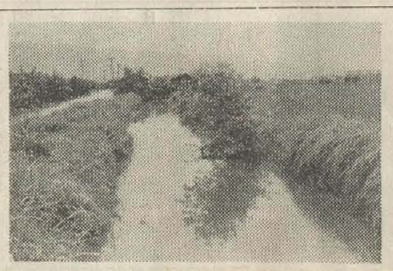

水害は、私たちの生命や財産を一しゅんにして奪い、日常生活を極度におびやかします。

協議会では、昭和三十二年発足以来、大阪府並びに政府、国会関係機関に対して第二寝屋川の新規開さくを強く要望し、昭和三十三年度から、寝屋川本川、平野川、城東運河、恩智川など主要各河川の改修と生駒山系の砂防事業を含む本格的な「寝屋川水系の改修」が始められました。

しかしながら、この事業は総事業費百十三億円で、完成は二十カ年後と実現には相当遠く、緊急事業は思うように進まない状態で、この大会を通じて、治山治水事業予算の増額と、明年度に治水特別会計を設置するよう政府へ強く要望する決議を行ないました。

（写真は、まだ改修されていない楠根川＝置振新橋（附近）

議会の話

会議の原則【一】

会議を行なうについて、いろいろの定めがありますが、その重要な原則についてのみ法律は定めています。まず、「定足数の原則」は、会議を開くには、一定数以上の議員の出席が必要でその一定以上の数の限界を定足数といいます。定足数を定めるのは、極めて少い議員の出席によつて会議が有効に成立することになると、稀にはその少い議員の意思が、議会の意思となり、市民の意思に反する結果に陥りやすく、また、議員全員の出席を必要とすると、容易に会議を開くことができず、速かな行政の処理ができなくなります。そこで、このような定足数の原則が定めているのです。国会ではこの定足数を、議員定数の三分の一以上としていますが、地方議会では、議員定数の半数以上の出席ようにし、会議が公正にそして世論の正しい動向にそつて運営されるようにしています。しかし、三の特別な場合には例外を認めています。

次に「議事公開の原則」であります。公開とは、会議の傍聴を許すことと、議事の内容を公刊その他の方法で公表することです。議会の会議は、その招集を告示で公表し、誰でも会議の日時と場所を知ることができることも、傍聴も許されないことになつています。

三番目は、「過半数表決の原則」です。議題の可否を出席議員の過半数で決定することで、国会も同様です。過半数でありますから、半数より一名以上多くなければならないわけです。可と否が同数のときは議長が決することになつていまして、これを議長の採択権といつています。この過半数議決の例外として、特に法律で定める特別多数議決があります。普通の過半数というのは、半数に一人を加えたたけで足りますが、特に重要な議決を要する場合に、三分の二、または四分の三以上というような過半数を要することとしています。

（つづく）

この公開の原則は、本会議にのみ適用され、委員会の会議は非公開といつて許可を受けた者だけが傍聴できることになつています。又、出席議員の三分の二以上の多数で議決した時は、秘密会を開くことができます。秘密会には、議員以外は誰も会議に出席することも、傍聴も許されないことになつています。

陳情書一覧

七月下旬から十月上旬にかけて市会事務局あて提出された陳情書は、次の十八件でした。

1、国保税の引下げについて＝八尾市商店会連合会
2、同＝八尾第二地区自振委
3、議会内設置の「国保問題研究審査協議会」に自治振興委員会委員をオブザーバーとして出席方要望について＝八尾市自治振興委員会
4、国保実施に伴なう値下げについて＝八尾第二地区自振委
5、道路舗装について＝西郷山城町住民一同
6、同＝安中、老原、植松地区
7、下水路の改修について＝菅振本村地区民一同
8、路側整備について＝西郷山城町地区自治振興委員
9、道路舗装と用水路の暗渠化について＝西郷北城町、東和町代表
10、町界町名地番の変更について＝八尾第二地区自振委
11、台風第七号による旧阪神飛行場払下げ田畑の排水工事実施について＝大正地区自振委
12、府立山本高校西側農道の拡巾について＝山本、中野、上ノ島受益代表者一同
13、久宝寺緑地の払下げについて＝同地区農業委員ほか
14、二俣地区への給水について＝関西染色株式会社ほか
15、工事請負契約保証金の免除について＝大阪府建築協同組合
16、校舎の移転と改築について＝用和小学校PTA会長
17、同＝久宝寺小学校PTA会長
18、初任給昇給昇格基準の引上げ等の要求について＝八尾市職

議会日誌

9月13日 大阪府市議会議長会▼事務局長会、**15日** 中部議長会、**16日** 建設委員懇談会及び協議会▼国保問題研究審議会▼泉大津市議員来庁、**17日** 治水委員陳情のため上京▼資促議員連盟協議会▼ガス委員ガス施設視察▼志紀駅復活特別委員府会へ陳情、**12日** 総務委員協議会▼議会運営委員会▼ガス特別委員ガス会社に陳情、**22日** 治水対策特別委員会、**25日** 運営委員会、**29日** 八市治水懇談会、**10月1日** 文教商工委員会▼バス運行促進特別委員会、**2日** 運営委員会▼全員協議会、**5日** 中部議長会、▼呉市議員来庁、**12日** 議会運営委員会、**13日** 編集委員会、**14日** 文教商工委員学校視察、**15日** 同、▼公民館運営審議会▼都市問題会議仙台市17日まで

一般会計の追加予算は三千万円

九月市会で竹渕小学校の増築や総合社会福祉センターとしての福祉会館の建設、土木費の増額などを本年度の一般会計三千七十九万六千五百八十八円の追加予算が可決されましたので、本年度の総予算額は、七億三千九十五万七千五百十七円となりました。特別会計では競輪事業の二千七十五万九千七百三円が可決され、総額一億七千八百六十八万八千四百三円となりました。また、水道事業では、昨年度の決算が別掲のとおり認定されました。

競輪事業貸第一次追加予算額

歳入		既決予算額	一、三七六、六六八、四〇〇円
		繰越金	一、一八六、四八六円
		合計	三〇、七五九、四〇二円
歳出		競輪事業費	三〇、五五九、四〇二円
		予備費	九〇、〇〇〇円
		合計	三〇、七五九、四〇二円

一般会計第2次追加予算額

（単位円）

歳入		
市税		4,800,000
公営企業及び財産収入		6,300,000
繰入金		2,202,742
諸収入		2,367,050
市債		1,750,000
国庫支出金		13,061,796
府支出金		315,000
繰越金		30,796,588
計		700,160,929
総計		730,957,517

歳出		
議会費		2,975,416
総務費		655,000
民生費		3,605,035
衛生費		12,339,264
労働費		8,187,000
農林水産業費		452,000
商工費		2,070,400
土木費		286,870
消防費		66,000
教育費		222,603
計		31,796,588
公債費		700,160,929
総計		730,957,517

33年度水道事業予算決算対照表

区分	予算額 円	決算額 円	増減額 円
収益的収入	94,489,400	94,787,048	△ 297,648
〃 支出	85,601,301	85,189,756	△ 411,545
資本的収入	45,000,000	45,000,000	0
〃 支出	62,939,828	62,938,308	△ 1,520

なお資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は次のとおり補てんしました。
1.資本的収入額45,000,000円　2.同支出額62,938,308円3.差引不足額（2—1）17,938,308円
（補てんの内訳）
当年度分損益勘定留保資金9,460,028円　利益剰余金処分額8,478,280円　合計17,938,308円

委員会の…　審査経過

厚生

社会福祉会館の建設
電電公社の南側に

まず、社会及び労働施設費のうち、社会福祉会館建設事業費の補正も承認することにし七百万円の補正について、審査した。

これはかねて社会福祉協議会など各福祉団体から要望されていた社会福祉会館の建設に要するもので、大阪府からも二百万円程度の補助金を交付するという確約を得ているとの福祉事務所長の説明があつた。そこに含まれる施設は福祉事務所をはじめ各種団体会議室、授産場、老人室、児童室などで文字どおりの総合的福祉会館であり完成予定の明年三月には、各施設が福祉事務所の手で統合維持、管理できるという利点と多年の宿願であることも考え合せ、この会館建設に賛意を表し、建設事業費の補正も承認することにした。

なおこれに関連して現福祉事務所の建物の将来の使い途が問題になつてくるが、委員会は、その特殊性も考慮に入れて、巾広い利用の途を考えるよう希望しておいた。

次に「保健衛生費」のうち墓地火葬場費四十五万二千円の追加補正について審査した。

これは竜華火葬場の道路拡張に要する工事費で、当初は三十八万八千円で着工したものがその後水路の変更などのために六万三千円を追加、併せて四十五万二千円を必要としたので、それを追加するものである、との衛生課長なら説明があつたのでやむを得ない予算措置として承認することとした。

なお議案外として、し尿処理、屠芥処理の現状と将来の見通し及び市立病院整備事業計画の概要について衛生課長、病院長からそれぞれ説明を聴取した。

それによれば、まず八尾市のし尿と屠芥の処理能力は既に限界点に達しておりその解決のための財政的裏付けの見通しも極めて暗く、市当局も起債の長期据置や長期償還法による特別ワクの設定を政府に働きかけているが、決して楽観は許されぬとのことであつた。しかし、市民の日常生活に直接関連する問題だけに、技術、財政両面とも、さらに研究を重ねるよう要請した。

また、市立病院整備事業についても、三十四年度の厚生年金還元融資が一億三千五百万円しか認められず、必要経費約一億七千二百万円に対して不足する三千七百万円は、自己負担しなければならない実情でその調達確保が最大の問題点である。しかし理事者側の説明では、その対策を十分練つているので、成算ありということであつた。そこで、その理事者の熱意のあるところをくんで、所期の目的達成に今後より一層の努力されるよう強く要請した。（写真は社会福祉会館の完成予想図）

開会＝9月26日、付託議案＝第67号

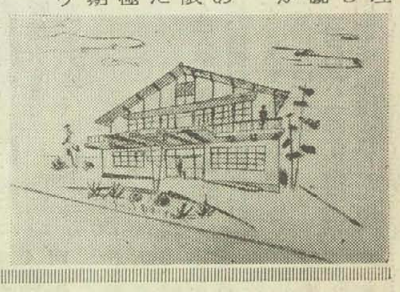

総務

競輪収益二千五十万を一般会計へ

議案第63号は、国民年金法の施行により、今年十一月から実施されることになつた、福祉年金事務を行なう所管課を定めるための議案である。福祉年金の性格から考えると、福祉事務所で行なうのが適当のようであるが、当市では、今年二月から事務改善による窓口事務の集中管理をはかり、これを市民課で行なつているので、この年金事務も、市民の権利、義務に関するすべての記録を保管している市民課で行なうことが、事務手続上も能率的であるとの考えから、市民課で行なうことに決定した。なお、昭和三十六年四月一日から始められる拠出制の国民年金については、その対象者が国民健康保険の被保険者とほぼ同じになるので、これは国保課で行なうのが適当ではないかと考えられた。

議案第64号は、公営住宅法の改正にともない、当市の市営住宅管理条例を一部改正するものでその内容は、

(1)家賃減免の場合の規定
(2)敷金の徴収
(3)収入基準超過の有無の決定等

行後は、現在の入居者との間で、収入調査や、明渡努力義務などについて十分、円滑な話し合いをして事務を行なうことを関係者に要望した。

議案第67号の総務委員会関係分は歳出では、市役所費、消防費、統計調査費、選挙費、国民年金費、予備費、の追加である。

この中で、監査費が追加されたのは、今年五月から監査委員が二名増員されたためであるが、今後は事務監査の外に、水道など公営企業をはじめ、事業面の技術監査にも重点をおいて実施するよう要望した。次に、報償費の有功者待遇記念品料の計上であるが、これは前期の市議会議員を現行の有功者待遇条例によつて有功者として待遇し、記念品を贈る経費である。

これについて委員会では、慎重に討議されたが、退職金ではなく、社会通念上の記念品を贈ることは適当である。しかし、額によつては退職金との誤解をまねくおそれがあるので、執行に当つては今一度、条例、規程を十分検討した上で、市民からも感謝されて贈られるよう、また贈るようにすべきである。そのため執行までに委員会でよく協議することを条件として、予算は一応認めた。次に統計調査は、市政を行なう基本となるもので、今後充実されるよう要望した。また歳入では、電気ガス税四百八十万円の追加などであるが何れも承認した。

議案第68号は、今年七月開催した市営競輪が、予算を上廻る好成績をあげ、その予算追加で利益金は四百五十万円増加し、合計二千五十万円となつている以上四件は何れも可決することを承認した。

開会＝9月25日、付託議案＝第63、64、67、68号

建設

水道決算を認定
太田にさく井工事

議案第62号の起債は、上水道・山開発は、市長の施政方針にも述べられ、また、議員の間でも設置を強く要望していた。しかし一部には「計画案自体が全く夢のようであり、時期尚早だ」との意見もあつたが、「信貴山系の国定公園指定と共に、東山一帯を府民のレクリエーション・センターとすることが市の発展上必要だ」との結論に達した。

議案第66号の審査では八尾・竜華両水源施設の拡張と増強が目立ち、一日の取水能力四千二百ﾄﾝ、濾過能力一万二百ﾄﾝ、一時間の配水能力四百九十ﾄﾝとそれぞれ増強され、独立採算上多大の効果を収めたので適当と認めた。

議案第67号中関係予算は、営繕費、土木費、労働費、産業経済費の追加で歳入歳出とも適正な予算措置と思われたが、予算の執行にあたつては、執行区分を明確にすると共に、費目流用は遺憾のないよう希望した。

議案第73号は、土地改良法に基づいて太田地区二四・七九ヘクタールに総工費三百四十万円でさく井工事を施し、田畑にかんがい用水を供給するものであり、以上五議案は、いずれも適当と認めた。

最後に議案第72号は、市内の現在の町界、町名を整理して、交通機関や通信の利便をはかると共に、行政組織の運営を合理的、能率的にして市民福祉の増進をはかるために、今回初めて提案されたもので、改正予定区域は、大信寺、穴太東新町、同西新町の全部、西郷、山城町、八尾、長柄町、水池通、東郷、八尾駅前通、安中、穴太、三津佐堂、同元町の各一部である。

委員会は会期中、地元代表者との懇談会、審議会委員との協議会を開いて意見を聴取した。

また、数回に亘つて委員会を開き、課長から地元との援護状況、PRの状況、地元民の声など総合的に審査され、客観情勢も加味された結果、更に十分協議検討する必要性が認められたので、継続審査を適当とした。

（写真は、三十三年度の起債でできた八尾水源地の二重ろ過装置の第一次急速ろ過池と内部のかくはん機）

開会＝9月28日、10月1、2、10、12日、付託議案＝第62、65、66、67、72、73号

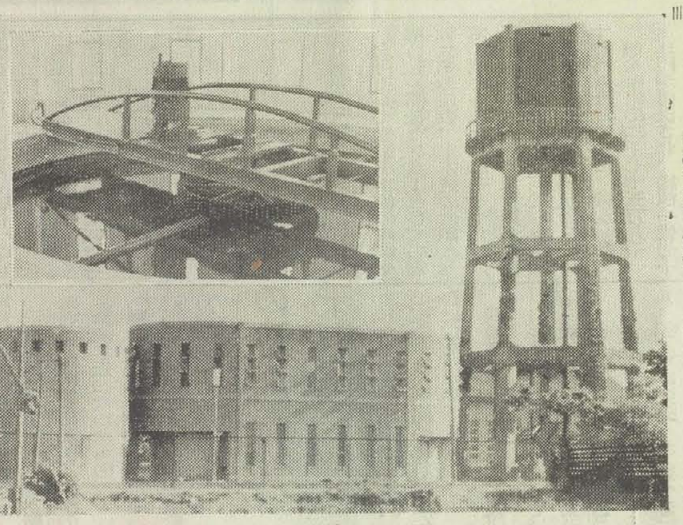

工商教文

竹洲小の二部授業解消
青少年対策を強化

教育費の明細は小学校費、中学校費、学校保健費、社会教育費教育事業費である。今回の追加予算でとくに目立つことは小学校費と中学校費に修学旅行給与費が新たらしく計上されたことである。この予算の対象となる児童の範囲は、生活保護家庭の児童であり、小学校でも、学校給食の面でボーダーライン層の家庭の児童数を掴んでいるので、適正な執行ができると思われる。中学校の備品費八十万円の追加は、今回大正中学校と南高安中学校が産業教育、八尾中学校は特殊学級として指定されたので、これらの設備を整備する予算である。社会教育費については四十二万五千円追加しているが、これは先に社会教育用として、自動車を購入したが、車の内部を改造するためである。

教育事業費では、まず追加予算については、竹洲小学校の二部授業を解消するための四教室と、当初計上された南山本小学校六教室、用和小学校六教室、志紀小学校四教室の増築費の追加であつて、これらは坪当り単価が値上りしたために、併せて追加計上したものであり、八尾市の学校が同じ建築様式で計画を進められるよう希望した。更に、施設の問題については、校舎の増改築、講堂の建設、校地の買収、給食場の設置或は修理等について、数多くの問題が山積しているので、教育委員会の今後の方針を教育長から聴取した。その結果、全国的に現在問題となつている児童増加対策及び教科課程の改正に対策などにともなつて、特に中学校については早急に教室の増築が必要とされる旨説明があり理事者からはこれに対する本市将来の財政上の関係、或は措置などについても説明があつた。委員会といたしましては財政上の苦しい実情も十分理解出来るので、緊急を要するものについては、早急に解決されるよう善処方を要望した。次に青少年対策費であるが、婦人団体に対する助成金が全く計上されていないので、理事者は、各地区で婦人会はじめ、青年団の方々が青少年の育成に努力してもらつているが、これらの各地区の活動に、反映してもらうことによつて、所期の目的を達成出来るので、費用は計上していないとの答弁があつた。歳入については、いずれも歳出面に対する国の負担金及び補助金であり異議なく了承した。

開会＝9月29日、付託議案＝第67号

伊勢湾台風被害地見舞並びに激励決議

昭和三十四年九月二十六日三重県、愛知県など東海地区一帯を襲つた今次の伊勢湾台風による惨害は、日とともに深刻さを加え、水禍のうえに病魔、食糧難に襲われた被害地からは、救いを求める悲痛な声が高まつている。

とりわけ、名古屋の都心から、わずか十〝の地で十数万の人々が、すでに数日泥海の中に孤立し、飲み水も、食料品もなく、飢えと寒さにおののき数名、半田市周辺の一帯は災害についての誤しい実情も今なおつかめず、ために、救援物資はおろか救援の人さえ未だ現地に踏みこんでいないとラジオ、テレビ、新聞はうつたえている。あれから六日、今や全国各地から被災地救援の運動が盛り上つてきた。

我々としても対岸の火災視はできない。被災地で〝地獄の生活〟に苦しむ皆様、いましばらく勇気をもつて頑張つて下さい。我々は、飢えと寒さにたえ、肉親と全財産を失い、しかも伝染病の危険にさらされているこれらの人々が、勇気をもつてあらゆる障害を克服されるようここに激励の言葉をおくり、併せて被災地の復興の一日も早からんことを願う次第である。右決議する。

昭和三十四年十月二日

八尾市議会

八尾準準決勝で惜敗

市議会親善野球大会終わる

大阪府市議会議長会主催の議員団親善野球大会は、十月六日から大阪市営あびこ職員、長居、寺田の三球場で開催されました。

開会式は、秋晴れの六日午前九時からあびこ球場で府下十九市が参加して行なわれ、赤田大会委員長のあいさつ、来賓祝辞があり、試合は午前十時から田中大阪府副知事の始球式で、三球場一斉に開始されました。

八尾市会チームは寺田球場の第一試合で茨木チームと対戦、10対8で勝ち抜きました。また、大阪市会チームとの準準決勝戦は、九日午後三時半からあびこ球場で行なわれましたが、八尾市会チームは敢闘空しく、9対1で惜しくも敗れました。

なお、優勝は守口市、二位大阪市、三位は寝屋川市に決定し、十二日昼すぎ閉会されました。

◇一回戦

八尾＝41122＝10
茨木＝14003＝8

◇準準決勝戦

八尾＝00010＝1
大阪＝0702×＝A
9

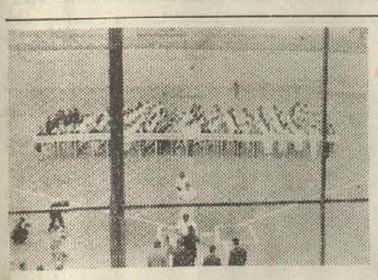

（開会式にのぞむ十九市の議会の代表選手（上）と八尾市会チーム＝あびこ職員球場で）